

ほっかいどうの社会保障

2020年4月3日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

国民健康保険加入者の傷病手当金の創設を！

感染症対策で国が財政支援

北海道に要請・懇談

厚生労働省は、都道府県に対し、管内市町村や各国民健康保険組合に「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」の事務連絡を発信しました。

4月3日、北海道社保協・道労連・道民医連・北商連・道生連は、北海道に対して、市町村が傷病手当金を創設するように働きかけることなどを要望しました（懇談の主な内容と厚労省通知）。



【すべての市町村で実施するように働きかけを】

①新型コロナウイルス感染症に罹患した国民健康保険加入者に対し、厚生労働省からの事務連絡に基づき、道内各市町村や各国民健康保険組合へ、速やかに条例改正に向けた取り組みを行うよう働きかけを強めること。

【自営業者なども対象に】

②道内各市町村、各国民健康保険組合の条例改正の際、傷病手当金の支給を「被用者」にとどめず、自営業者（フリーランス）等も含めた国民健康保険の被保険者に対象を拡大すること。

- ◆道として財政支援してほしい。 ⇒財政的に難しい
- ◆拡大する市町村にペナルティを加えない⇒検討し回答
- ◆国に財政支援を広げる要望をしてほしい⇒検討し回答

【対象者に制度の周知を】

③対象となる加入者に対し、自宅療養を行った場合も対象となることなど、取扱いを速やかに周知徹底すること。

- ◆実施自治体をHPなどで公表してほしい ⇒検討し回答

【保険料(税)の納付猶予を】

④新型コロナウイルス感染症に罹患した国民健康保険加入者を含め全国国民健康保険加入者に対し、国民健康保険料(税)納付について、国税徴収法や地方税法に基づき、加入者の申請に基づく「納税の猶予」や「換価の猶予」の分納相談には真摯な対応を求めるとともに、納付能力調査は必要最低限な範囲にとどめ、払えない事実と納税の誠意が確認できれば猶予を認めること。また、現在、滞納によって差押え執行となっている財産を速やかに解除すること。

総数(世帯)	755,350
農林水産業	28,700
その他の自営業	72,700
被用者	220,850
その他	24,500
無職	372,600
不詳	36,000

新型コロナウイルス感染症に関する国保・後期高齢者医療における傷病手当金の対応について（厚生労働省）

■国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特定的に特別調整交付金による財政支援**をする

- 対象者:被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、発熱等の症状があり感染が疑われる者
- 支給要件:労務の服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- 支給額:直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
- 適用:2020年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで)

【Q&Aより】傷病手当金の対象者や支給額は国基準を超えてもよい。超える部分は国の財政支援の対象にならない。

岩見沢市 専決処分で実施

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の緊急的・特例的な対応として、傷病手当金制度を新たに整備するため、専決処分により国民健康保険条例の一部改正及び支給に必要な予算の補正を行いました。

(4月2日:2020年1月1日に遡って適用)

札幌市など各地で実施を求める

札幌社保協などが、3日、札幌市に国保の傷病手当金を支給するように求めました。札幌市は、「実施の方向だがまだ決定していない」と説明。後期高齢者医療が傷病手当金を支給する方向なので、「実施時期が後期より遅くならないように」と要請しました。